

松山市消防総合計画

(令和 7 年修正)



松山市消防局

はじめに

松山市の消防は、昭和23年9月に「松山市消防本部」として、わずか17名で発足して以降、組織、施設、装備等を着実に強化し、火災の予防、警戒、鎮圧はもとより、救急・救助活動や風水害への対応を的確に行うことで、市民の安全を守ってまいりました。

また、阪神・淡路大震災や新潟中越地震等、過去の大規模災害を教訓として、緊急消防援助隊の発足や国際消防救助隊への登録、さらには、高度救助隊や特殊消火隊の創設など消防体制を強化する一方、自助・共助の重要性に早くから着目し、自主防災組織の結成促進や育成指導に積極的に取り組んでまいりました。その結果、自主防災組織の結成率は、市内100%を達成し、市民の皆さん一人ひとりが自主防災組織の一員であるという体制が整ったほか、この組織の中心的役割を担う防災士も、全額公費負担による防災士養成に取り組んできたことで、今では、全国の都市で最も防災士が多い自主防災先進都市となっています。

このように、災害に備えて、常に前向きな取組を行ってきましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災は、今まで経験したことのない巨大津波やそれに伴う原子力災害、また、広域かつ大規模な被害の状況等、過去の災害による常識を根底から覆す結果となりました。この災害では、市民の皆さんを守る立場の消防職員や消防団員など、われわれの仲間も数多く犠牲になり、庁舎や消防車両にも大きな被害を受けたことで、救助や救急活動にも支障がでています。

また、松山市でも多数の被害が発生した平成30年7月豪雨のほか、令和6年能登半島地震など、毎年のように全国各地で大規模災害が発生しています。さらに、近年、熱中症や高齢化の進展等を背景として救急需要が増加するなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後も、これらの変化に的確に対応し、市民の皆さんの大切な「命」や「財産」を守るため、消防体制や装備の更なる充実はもちろんのこと、自主防災組織や地域企業のほか、防災関係機関と協力・連携し、自助、共助、公助が一体となった災害への備えを、万全に行ってまいります。

目 次

	頁
第 1 章 計画の趣旨	1
1 計画の位置付け	
2 社会環境の変化	
3 災害現況の変化と想定	
4 消防施策の構想	
第 2 章 消防体制の充実	5
1 消防組織	
2 消防力の整備計画	
3 調査計画	
4 教育訓練計画	
第 3 章 火災予防の推進	10
1 災害予防計画	
2 警報発令伝達計画	
3 情報計画	
第 4 章 消防・防災体制の強化	12
1 火災警防計画	
2 風水害等警防計画	
3 避難計画	
4 救助救急計画	
5 応援協力計画	

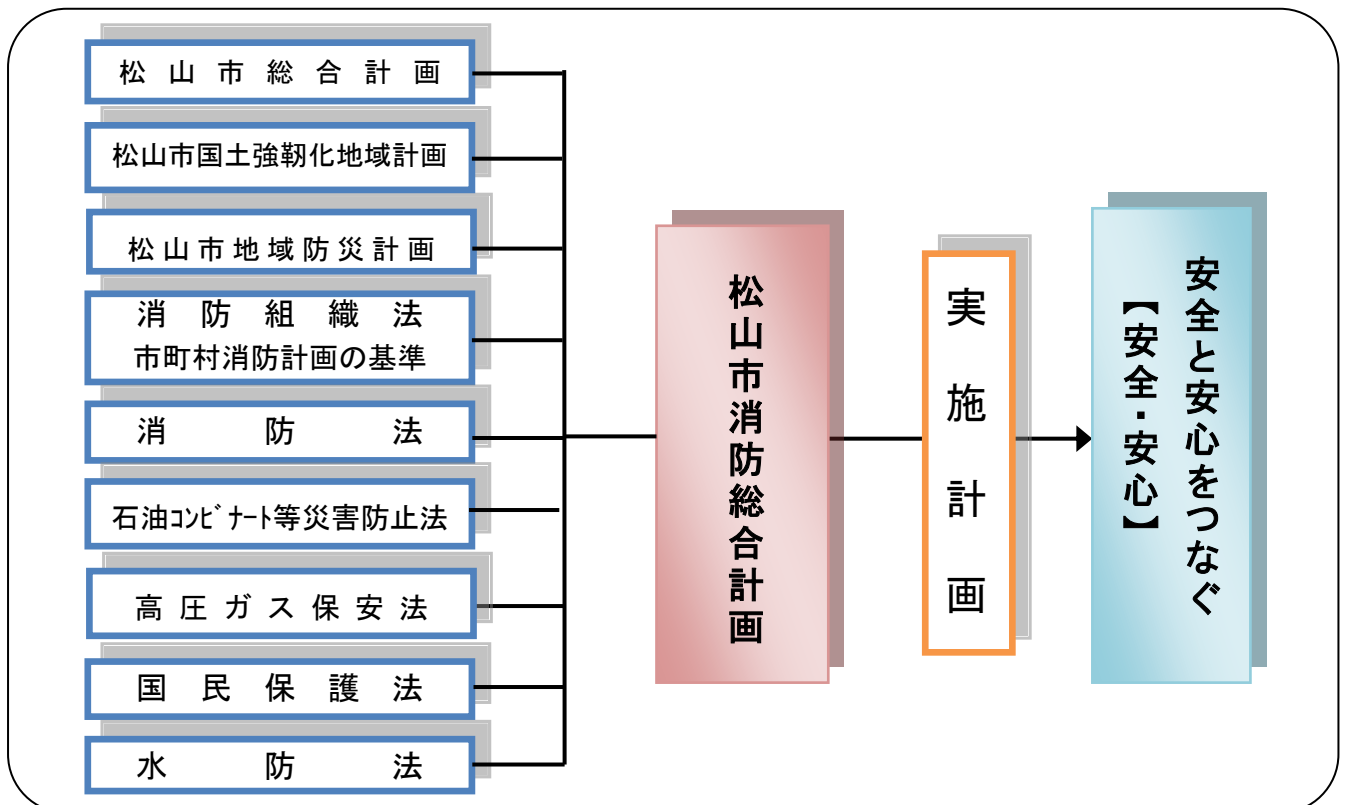
第 1 章 計画の趣旨

この計画は、消防組織法に基づく「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年 2 月 17 日付け消防庁告示第 1 号）により、火災や救急をはじめとする様々な災害から市民を守り安全・安心な都市を築くため、社会環境や災害現況の変化あるいは、今後予想される災害を想定し、本市の防火・防災等の消防行政全般を計画的に推進することを目的として、消防施策の大綱について策定するものです。

なお、市の最上位計画である「松山市総合計画」との整合性を図るとともに、市町村消防計画の基準第 5 条に基づき、必要に応じて修正することとします。

1 計画の位置付け

この計画は、市町村消防計画の消防行政全般の計画として捉えるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき策定されている「松山市地域防災計画」の消防に関する計画とし、消防組織法等の関係法令に基づく、消防の組織・施設等の整備や災害の予防・警戒・防ぎよ活動などの基本計画として位置付けます。



2 社会環境の変化

- (1) 東日本大震災の経験を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている本市では、安全・安心な社会を築くことがより強く求められています。
- (2) 高齢化や過疎化等の影響で、全国的に消防団員の減少に歯止めが効かない状況となっている中、積極的な消防団員の確保策が必要とされています。
- (3) 地球温暖化の影響などにより集中豪雨が多発し、毎年のように日本各地で大雨による土砂災害等が発生しています。
- (4) 少子高齢社会がさらに進み、本格的な人口減少時代となるとともに、核家族化により独居世帯が増加しています。
- (5) 市民ニーズや価値観、生活スタイルなどが変化、多様化し、市民参加型の行政が求められています。
- (6) 国や自治体の債務が増加していることなどに伴い、財源の確保が非常に厳しい状況となり、組織や業務の簡素合理化が必要となっていますが、国民保護法の制定などにより消防機関の任務範囲はますます拡大しています。
- (7) 情報技術の高度化により、情報伝達の速度と量が飛躍的に増加し、自治体の消防防災DXの推進が一段と期待されています。
- (8) 地球温暖化による熱中症の増加や感染症の拡大が、救急需要に変化をもたらしています。

3 災害現況の変化と想定

- (1) 平成23年3月11日発生の東日本大震災は、地震や津波の規模が想定を超え、東北地方を中心に甚大な被害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所の原子力事故の引き金となり、全国民を震撼させました。また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらしました。本市では、今後30年以内に80%程度の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震などへの備えがますます重要となっています。
- (2) 近年、記録的な大雨により、全国各地で河川の増水や低地の浸水などの被害が発生しています。松山市でも、平成30年7月豪雨や、令和6年には観測史上最大の時間雨量を記録しており、これまで以上に風水害に対する備えが必要となっています。
- (3) 高齢化や独居世帯の増加などに伴い、火災や救急の増加が見込まれるとともに、従来では想定できなかった人命危険を伴う事件・事故や災害が発生するおそれがあり、これらに備える必要があります。
- (4) 救急件数は、増加傾向で推移し、中でも高齢者の搬送が増加傾向にあります。
- (5) 火災の発生原因は、こんろ・たき火・たばこが上位を占め、今後もこの傾向は変わらないことが予想されます。
- (6) 建物火災が全火災で最も高い比率を占めており、中でも、住宅火災の発生件数が最も多くなっています。死者は住宅火災によるものが最多となっています。また、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の死者の割合が高い数値で推移することが見込まれ、今後も住宅火災の被害を低減する取組が必要です。
- (7) 防火対象物の構造・設備・用途・利用形態等の多様化・複雑化により小規模対象物であっても、火災で多数の死傷者が発生するおそれがあります。

4 消防施策の構想

松山市総合計画等に基づき、消防体制の充実や市民、企業との協働による防火・防災対策に取り組むため、次の施策を掲げ推進します。

～安全と安心をつなぐ【安全・安心】～

消防・救急・救助体制の整備

消防・救急・救助体制の充実

業務遂行体制の充実

消防広報の充実

消防・救助体制の充実

救急体制の充実

消防通信体制の充実

防火体制の充実

連携協力の推進

地域消防力の強化

地域消防・防災体制の充実
(消防団体制の充実)
(企業の防火・防災力の充実)
(女性防火クラブ・防火連絡協議会の取組強化)

第2章 消防体制の充実

消防は、その施設及び人員を活用して市民の生命・身体及び財産を災害から守る任務があります。この任務達成には、署所や車両・人員あるいは、消防水利などの消防力や組織の整備を図り、また、これらを有効に活用するための方策を立て、消防対応力の充実強化に取り組むことが行政としての重要な課題となっています。

これらの消防に課せられた任務範囲を考査し、本市の適正な消防力の目標を定めることが必要です。

《消防の任務範囲》

消防組織法第1条でその任務が規定されていますが、火災は当然としても、火災以外の災害については、社会の進展や市民意識の変化とともに災害の概念が流動する不確定要素を有しており、現実には責任の限界は必ずしも明瞭ではありません。

消防の果たす任務を考える場合、消防組織法以外の災害に関する法令から災害の概念を考査しますと、災害対策基本法による災害は、暴風、豪雨や大規模な火事・爆発など比較的大きな被害を伴う災害を対象としています。また、石油コンビナート等災害防止法に規定されている災害は、火事、爆発、石油等の漏洩・流出など、事物の正常な状態が阻害された状況の事故で、社会通念上考えられる災害はすべて含まれ、災害対策基本法の災害より広く、大規模でない事故、また、国民保護法において消防機関が担うこととされている避難伝達、避難誘導、救援救護、消火、搬送等も含まれています。

以上のことから、消防任務の対象となる災害は、「人命に危険であるあらゆる災害」と解釈することができます。

1 消防組織

■ 松山市消防局の組織

(定員502名)

令和6年4月1日

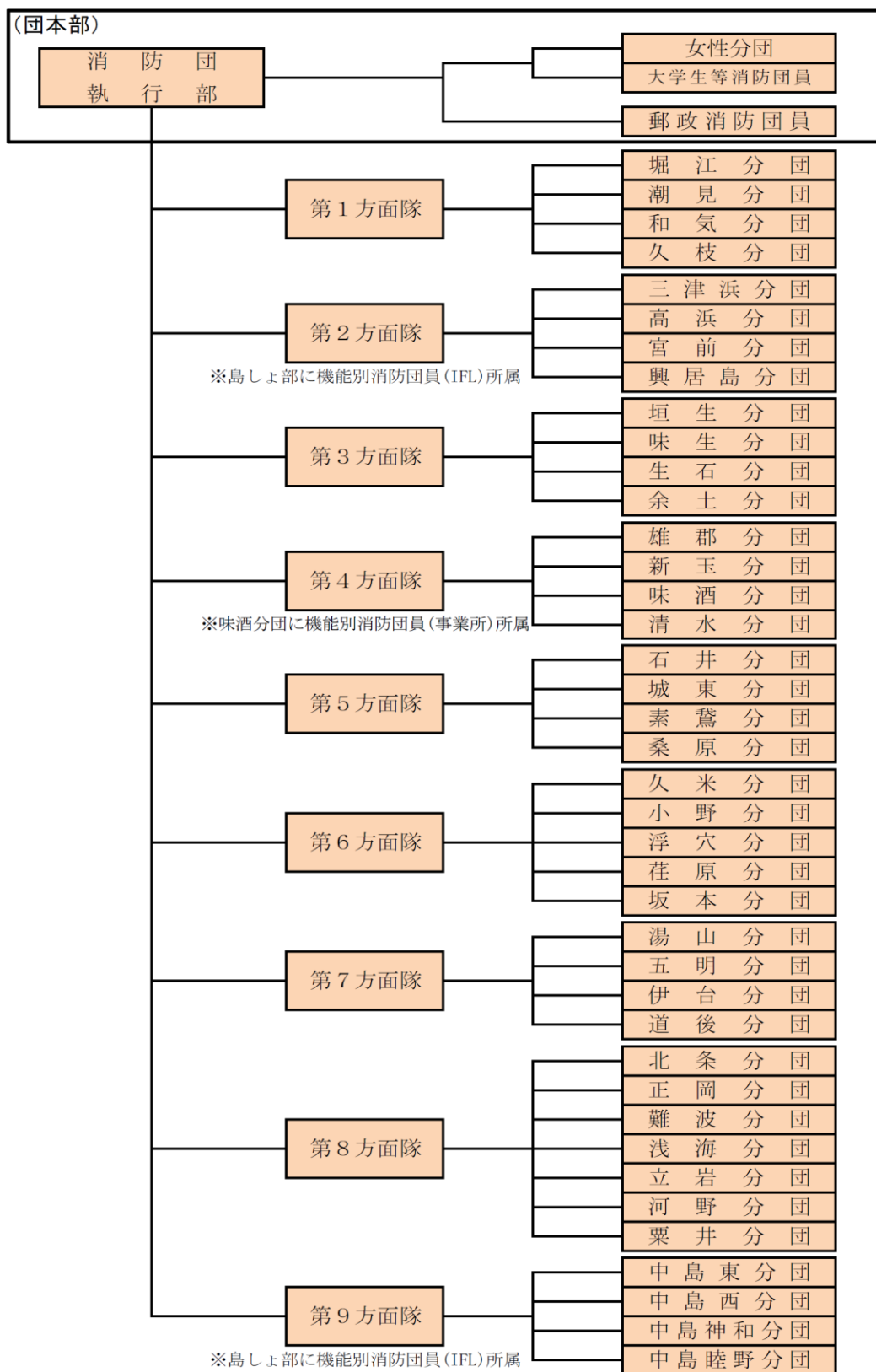


■松山市消防団の組織

(定員2,551名)

令和6年4月1日

【1団9方面隊41分団】

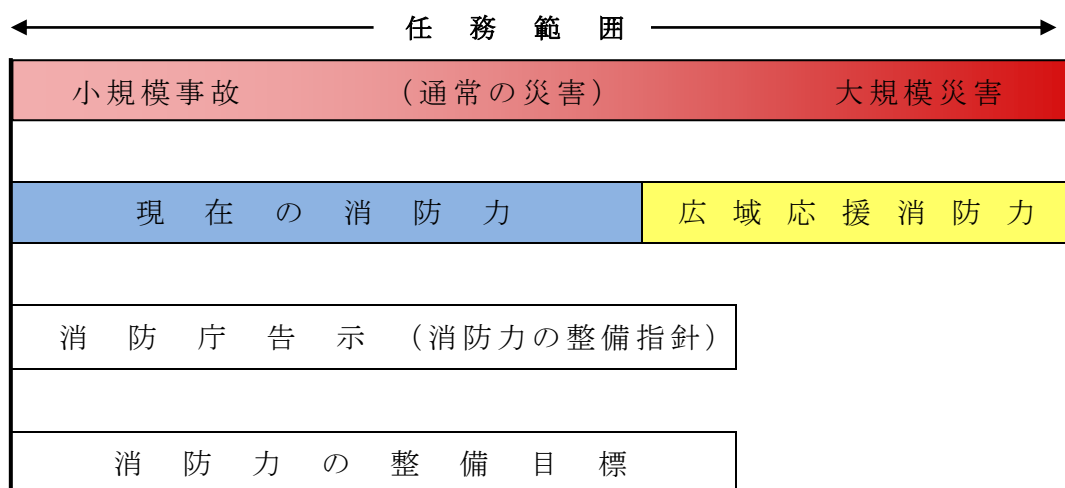


2 消防力の整備計画

《消防力の整備目標》

「人命に危険である あらゆる災害」が消防の任務の範囲であるなら、この任務の責任を果たすために消防力がどの程度必要となるのかを算定する場合、過去の災害に関する研究や経験の結果得た、国の「消防力の整備指針」を消防責任の限度と見て最終目標とするのが妥当ですが、本市の財政事情や行政改革の推進を視野に入れるとともに、災害の現況等も考慮して、どの程度の災害に、どの程度の消防力が必要となるか目標を定めたいと、整備を図る必要があります。

[消防の任務範囲と消防力の整備目標]



本市の消防力の最終目標は、「消防力の整備指針」により算定された消防力に、より近づけることを目標とします。

これらを踏まえて、常備消防の組織体制の充実、消防・救助・救急活動体制の強化を図り、計画的な施設・装備の強化を行っていきます。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）を踏まえ、消防団員の確保をはじめとする更なる消防団充実強化策を推進するとともに、常備消防と消防団が連携した災害対応体制の確立を目指します。

3 調査計画

火災、風水害、また、地震等の大規模災害に対応するため、平時から地水利や危険箇所等の調査を実施し、災害発生時に迅速な防ぎょ活動が行えるよう万全を図ります。

地水利調査計画

中高層建築物調査計画

各課各署調査計画

4 教育訓練計画

松山市消防職員教養研修計画等に基づき、消防職員の知識や技術の習得に努めるとともに、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図ります。

松山市消防職員教養研修計画

訓練基本指針

消防隊・救助隊・救急隊教育訓練実施計画

その他の訓練計画

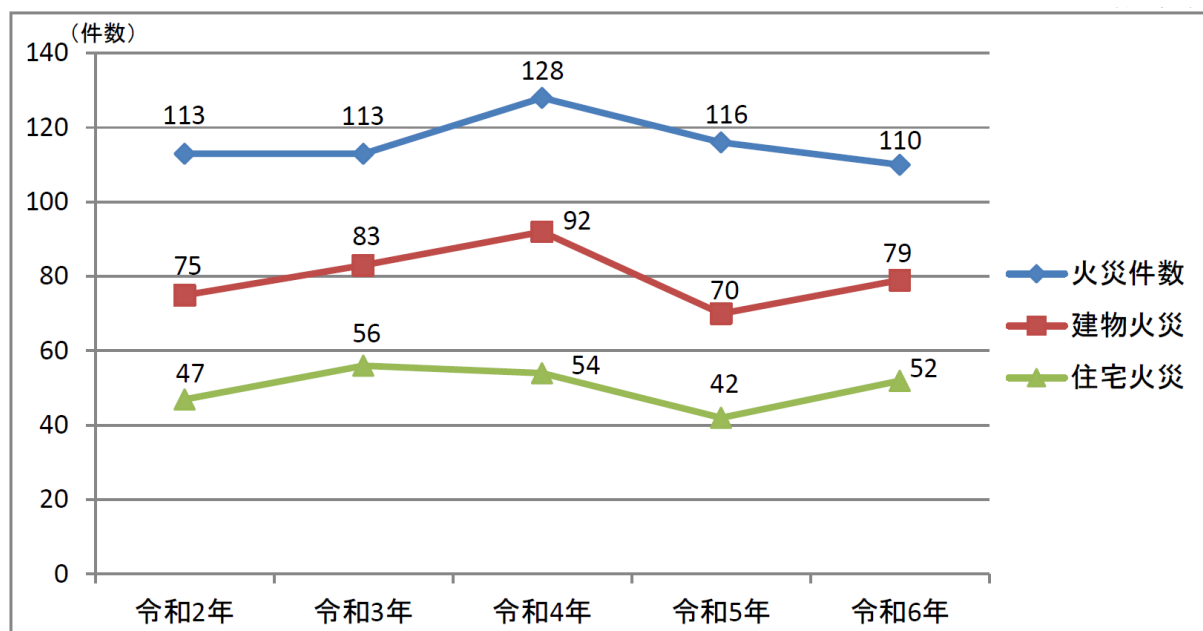
第3章 火災予防の推進

火災から市民の生命と財産を守り、市民の安全を確保することが消防行政の目的です。住宅火災による死者は、建物火災での死者のおおむね9割を占めていますが、その中でも、特に高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて高くなっており、これら高齢者を含めた要配慮者に対する対策を中心として、住宅の防火安全性を高めていく施策を総合的に促進することが急務となっています。

予防対策では、火災の発生の防止とともに、火災が発生した場合の通報、初期消火、安全避難等の活動を市民の誰もが行えるよう、火災予防に対する知識と理解を深めることが大切となります。

また、火災や災害が発生した場合に、市民の皆さんへ重要な情報をいち早くお知らせするため、警報や情報の伝達体制を整備し、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進します。

松山市の火災件数の推移（5年間）



1 災害予防計画

災害を未然に防止し、若しくは災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるために、火災をはじめ、あらゆる災害を専門的に分析し、危険要因を把握するとともに、その実態を詳細に調査して、災害から市民の安全を確保することを目的に各種の計画を策定するものです。

松山市火災予防査察規程

松山市火災予防公表規程

松山市火災予防違反処理規程

松山市危険物流出等事故原因調査規程

松山市火災調査規程

査察計画

その他災害予防計画

2 警報発令伝達計画

異常気象時の火災警報等を市民へ伝達及び周知するため、警報発令伝達計画を策定するものです。

火災警報（松山市火災警報発令規則）

3 情報計画

災害発生時の職・団員の招集や市民へ正確な災害情報を伝達するため、あらかじめ情報伝達や広報に係る計画を策定するものです。

松山市消防通信規程

まつやま防災メール管理運用要領

第4章 消防・防災体制の強化

南海トラフ地震の発生が危惧されている本市では、更なる消防防災体制の見直しが必要となっています。また、住宅火災が建物火災の大半を占める現下の状況では、住宅防火対策の充実も急務となっているほか、通年発生する台風や豪雨など、風水害への備えも重要となっています。

このため、火災や災害の発生時に迅速かつ的確に対応できる消防体制を早期に確立するとともに、自主防災組織や民間企業と協力し、官民一体となった災害対応体制を構築することが、今後の課題となります。

さらに、東日本大震災や令和6年能登半島地震などの教訓を踏まえ、大規模災害の発生時に、市民の皆さんが迅速かつ安全に避難できるよう「避難」に重点を置いた施策を推進するとともに、関係機関相互の連携を強化し有事の災害に備えます。

また、増加する救急需要に対応するため、えひめ救急電話相談＃7119の活用等で救急車の適正利用に取り組むほか、救急車の効果的な運用を行います。



海水利用型消防水利システム



機動救急隊運用開始式

1 火災警防計画

火災の種別に応じて、迅速かつ的確に対応できる様々な計画を策定し、有効な人員の活用や部隊運用を行うことで、最大の効果を発揮することを目的としています。

松山市消防活動基本規程

消防出動計画

その他火災警防計画

2 風水害等警防計画

台風や集中豪雨などに伴う洪水被害を未然に防止し、また、被害が発生した場合に迅速な活動を実施するため、風水害等警防計画を策定するものです。

松山市地域防災計画（風水害等対策編）

松山市水防計画

3 避難計画

避難に関する計画は、市民の安全を守るため特に重要な計画と位置付け、消防と防災危機管理部、防災関係機関が連絡を密にし、時期を逸することなく対応するために策定するものです。

松山市地域防災計画（地震災害対策編）

松山市地域防災計画（風水害等対策編）

松山市国民保護計画

松山市避難情報判断・伝達マニュアル

4 救助救急計画

救助救急計画は、各種の災害現場で傷病者等を安全に救出し、適切な応急手当を実施して迅速に医療機関へ搬送すること、また、各医療関係機関との連携や協力等により現場活動を円滑に実施するため策定するものです。

松山市救助規程

松山市救急業務規程

松山市消防集団救急救護活動要領

松山市消防局新型インフルエンザ対策業務継続計画

松山市消防救急艇運行管理規程

P A 連携（救急支援）実施要綱

5 応援協力計画

大規模災害の発生に備え、県内の全市町や防災関係機関と応援協定を締結して災害対応力の強化を図り、有事の際の体制を確立します。

愛媛県消防広域相互応援協定

中予地区広域消防相互応援協定

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

愛媛県消防団広域相互応援協定

松山圏域消防指令業務の共同運用連携・協力実施計画

その他応援協定等

松山市消防総合計画

平成25年3月策定

(平成27年7月改訂)

(令和3年3月改訂)

(令和7年3月改訂)

松山市消防局 総務課

〒790-0811

松山市本町6丁目6-1

電話(089)926-9104